

第 2 部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 防災都市づくり

第1節 延焼遮断帯の整備（都市整備部）

第1項 計画目標

府中市を災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

このため、大地震の際に最も甚大な被害をもたらすと予測される市街地大火（被害想定では最大 6,223棟の焼失）から市民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地においては、帶状の延焼遮断帯である道路で囲まれたブロックを形成するとともに、延焼遮断帯の沿道建物の不燃化を促進する。

第2項 現況・事業計画

1 道路の整備

道路は、延焼遮断帯の骨格をなす都市施設であり、災害に強いまちづくりを形成するうえで重要な施設である。

このため、延焼遮断帯として大きな機能をもつ幹線道路を重点に新設・拡幅を行う。

また、国道、都道及び幅員12m以上の都市計画道路等を対象として、沿道の不燃化（奥行20～30mをめどとする。）を進める。

事業目標	18年度末現況	19～20年度計画	備 考
完成延長 109,597m	88,361m	21,236m	都市計画道路 31路線 生 活 道 路 16路線

延焼遮断帯として活用又は整備する路線は資料編〇ページの資料〇を参照。

2 沿道建築物の不燃化促進

延焼遮断帯としての道路の沿線にある建築物の不燃化は、路線式の防火地域の指定により適正に規制及び誘導を行う。また、区部等で実施している、新築等の不燃建築物に対する国・都の不燃化助成制度を市においても適用するよう要望する。

第2節 市街地の再開発（地区整備推進本部）

第1項 計画目標

木造建築物が密集している地域や、都市施設が不足している低層過密地を再開発し、耐震耐火建築物の建設を進めるとともに、道路・公園・上下水道・広場等の公共施設の総合的な整備を行い、災害に強い、安全で快適な市街地の形成を進める。

第2項 現況

府中駅南口地区再開発事業（1, 2, 3街区）は、2街区（伊勢丹・フォーリス）が平成9年に事業完了、3街区（くるる）が平成17年に建物竣工、1街区は平成15年に準備組合が設立された。

なお、府中駅南口地区的計画概要は、次のとおりである。

<府中南口地区の計画概要>

名 称	府中駅南口地区第一種市街地再開発事業
施 行 区 域 面 積	約 3.8ha
整 備 の 概 要	交通広場（約2,650m ² ）、地区幹線道路（幅員20～26m、延長350m） 区画街路（幅員12m延長240m）及び歩行者専用道路（幅員8m、延長110m）歩行者用人工地盤（幅員1.5～70m、面積約2,460m ² ）の整備と併せ、商業・業務・公益施設・住宅より構成される4棟の中高層耐火建築物を建築することにより、地区の活性化を図るとともに、防災上安全な街区の形成を図る。

第3項 事業計画

府中駅南口地区的事業計画は、次のとおりである。

<事業計画>

全体計画	現況（18年度末）	計画期間事業量
施工区域面積 約 3.8ha	施設建築物 公共施設工事着工 (内訳) ・施設建築物 約 155, 598m ² ・街路 570m ・駅前広場 0m ・人工地盤 約1, 620m ²	施設建築物 公共施設工事竣工 (内訳) ・施設建築物 約204, 268m ² ・街路 約 700m ・交通広場 約 2, 650m ² ・人工地盤 約 110m
施設建築物 約 204, 268m ² (4棟)		
公共施設の整備		

第3節 オープンスペースの確保 (水と緑事業本部・都市整備部・市民生活部)

第1項 計画目標

震災時の避難者の安全確保と、発生した火災の延焼阻止のため、また、応急仮設住宅設営用地として市街地の中にオープンスペースを確保する。

そのため、公園・緑地の拡充や農地の保全等を行い、防災機能を高める。特に市街化が進み、オープンスペースの減少が見込まれる地域には、公園を確保する等地域の防災活動の拠点としての利用を図る。また、農地が持っている防災機能を活かし、災害時の一時集合場所や仮設住宅用地等の利用及び農業施設の活用を図る。

第2項 現況・事業計画

1 府中市緑の基本計画と現況

平成11年に策定された「府中市緑の基本計画」に基づいて、「緑の保全」「緑地の創出」「都市緑化の推進」「緑を育てる仕組みづくり」を基本方針として公園・緑地等の整備を展開した結果、平成19年4月1日現在、公園整備については、住区基幹公園の整備目標、85.38haに対し、整備量45.33haで整備率53.09%、都市基幹公園等については、整備目標133.64haに対し63.96haで整備率47.86%となっている。また緑地等は、整備率16.11%で、公園・緑地全体でみると最終目標の市民一人あたり15m²、353.00haに対し、一人当たり6.88m²、169.90haで、整備率48.13%となっている。特に10,000m²程度の近隣公園が西部地区に不足している。

2 公園・緑地

公園は、レクリエーションの場としての機能、環境の保全の場としての機能のほかに、震災時における避難場所、延焼を防止するオープンスペースとして防災上、重要な役割を持っている。

「府中市総合計画」や「府中市緑の基本計画」に基づき、緑の保全、創出、育成に努め、市街化の進展により空地の減少が見込まれる地域への、都市公園の新設及び既設公園の拡充・再整備等を行い、公園・緑地を確保し、安全で快適な都市空間を創出する。

<公園緑地等の整備計画>

事業目標	18年度末現況	19年度計画
公園・緑地等の整備 353.00ha	整備面積 169.90ha	整備面積 0.15ha

3 防災公園の整備

安全で安心できる都市づくりを図るため、震災時等に地域住民の一時集合場所となり、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置できない場合の予備施設となる防災拠点として、また、消防救護活動の拠点等として機能する水関連施設、情報関連施設、備蓄倉庫を備えた矢崎町防災公園を整備した。

4 農地の保全

農地は、防災上、火災の延焼防止、発災時の被災者への生鮮食料供給等の役割を担っている。

しかし、これらの地域も放置すれば無秩序な市街地の進行により失われる可能性が大きい。そのため、生産緑地制度など各種制度を活用するとともに、休耕地を市民農園等として活用し、市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成に努める。

<農地保全計画>

区分	18年度末指定状況	
(昭和49～) 生産緑地地区の指定	482件 114. 01ha	農地の緑地機能等に着眼し、積極的に保全育成する。

第4節 道路・橋梁の整備（都市整備部）

第1項 計画目標

道路及び橋梁は単に人や物の輸送を担う交通機能のみならず、震災時においては、火災の延焼防止効果や避難、緊急物資等の輸送ルートとなる等多様な機能を有している。

このため、防災効果の高い広幅員の道路を重点に、新設・拡幅整備を進める。

また、市管理の老朽橋及び耐荷力が不足していると思われる橋梁について、点検を行い必要に応じて架替・補強等を行う。

なお、道路の整備や橋梁の架替に当たっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化を進めるとともに、京王線府中駅、JR府中本町駅周辺をバリアフリー法に基づく重点整備地区に指定し、関係機関と協力して道路のバリアフリー化の推進を図り、高齢者、障害者（児）など（以下「災害時要援護者」という。）の歩行や避難に配慮した道路環境の整備に努める。

第2項 現況・事業計画

1 道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的都市施設で、震災時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、必要性の高い広幅員の幹線道路について、防災上の観点から整備を推進する。

<市内道路>

(平成19年3月31日現在)

		平成19年3月31日現在		平成19～20年度計画	
種 別		路線数	延 長	路線数	延 長
高 速 国 道		---	7, 188m	---	---
国 道		1	6, 730	---	---
都 道		11	36, 763	---	---
市 道	幹 線 道 路	58	85, 446	7	3, 995m
	一 般 道 路	2, 231	328, 450	3	12, 762
	合 計	2, 289	413, 896	10	16, 757
合 計		2, 301	464, 577	10	16, 757

(1) 幹線道路の整備

「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」に基づき、首都圏の業務核都市を結ぶ広域的な道路網の整備や、市と周辺地区とを連絡する主要幹線道の整備及び広域幹線道路への乗り入れ実現について、国や都と連携をとり整備促進する。

地区幹線道路については、市街地における交通の円滑化や主要幹線道路とのネットワーク化を図るため、市は南北道路及び都心部道路の強化並びに整備を優先的に進めしていく。

<道路機能の基準>

道路種別	機能
広域幹線道路	首都圏中央連絡道路
主要幹線道路	都市の骨格を形成し、比較的長い交通を分担するもので、効率的かつ高規格な道路
幹線道路	23区及び各市、町相互間の交通を分担し、地区幹線道路よりやや高規格な道路
地区幹線道路	主として居住環境区域の外郭を形成し、地区の交通及びバス交通を分担する地域サービス道路で、幹線的な道路としては最も基本的な最小網単位となる道路

(2) 生活道路の整備

生活道路の整備については、震災時の避難の安全や、消防・緊急救援活動に配慮し整備を進めていく。特に、一時集合場所となる学校から、最寄りの幹線道路までの間の生活道路の拡幅整備を行う。

2 橋梁の整備

震災時における避難、救援、救護活動、復旧活動等に支障のないよう、老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁について、調査し架替・補強等の整備促進を図る。

<橋梁の現況>

(平成19年3月31日現在)

種別 管理別		鋼橋	コンクリート橋	計
国道	数	4	10	14
	延長(m)	31	0	31
都道	数	4	10	14
	延長(m)	885.7	463.0	1,348.7
市道	数	5	53	58
	延長(m)	148.9	522.3	671.2

第2章 施設構造物等の安全化

第1節 道路・交通施設の安全化

(都市整備部・北多摩南部建設事務所・JR東日本・京王電鉄・西武鉄道)

第1項 計画目標

道路・鉄道等は、都市生活を営むうえで非常に大きな役割を果たすとともに、震災時においても、救助物資の輸送等の重要な役割を担っている。

これらの施設が、ひとたび地震等で大きな被害を被った場合、直接人命にかかる事故が起こることが十分予想されるとともに、応急対策・復旧対策に大きな支障となる。このため、道路、鉄道等の被害の軽減を図るために必要な安全化対策を推進する。

第2項 現況・事業計画

1 道路施設

(1) 市の対策

道路は、震災時には、避難及び応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。市内道路現況は、市道道路延長413kmとなっている。防災活動上の障害となる狭隘、線形不良、歩車道不分離区間については、土地所有者の理解と協力を求めて後退用地の整備を行っている。計画的な改良や部分的改修を進めるとともに、線路上の名称案内板、街路樹等常時パトロールを実施しているが、更に老朽化の点検と改善を進める。

(2) 都の対策

都の管理する道路について、引き続き点検・補修・安全施設の整備等の防災対策を進め。橋梁については、関東大震災と同規模の地震に耐え得る設計基準により建造されているが、近年における各地の地震被害状況を考慮してより耐震性を高めるための整備を行う。特に、震災時の避難、救援活動に支障を生じないよう、経年により老朽化しているものや、損傷したものを対象に、耐震及び耐荷力の増強に重点を置いて、架替・補修等を行う。

なお、橋梁及び歩道橋の落橋防止装置は整備済である。

(3) 国の対策

所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指針等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っている。また、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝については、引き続き実施する。

なお、橋梁については、所管施設の事前点検により、震災対策を必要とする橋梁について、緊急を要するものから逐次整備を進めている。

2 鉄道施設

各鉄道機関は、施設の改良・強化や防災設備の整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

(1) 施設の現況

各鉄道機関の施設は、次のとおりである。

<線路>

(平成19年4月1日現在)

機 関 名	路線延長 (m)	内 訳						
		掘割 区間	地下 区間	高架 区間	盛土 区間	切土 区間	平地 区間	橋梁 区間
J R 東 日 本	9,691		1,299	356	220	629	6,270	987
京 王 電 鉄	8,480			1,837	791		5,657	195
西 武 鉄 道	5,096				590	330	4,080	96

<駅舎>

機 関 名	駅舎数	構造別内訳				立地別内訳			
		防火	簡易 耐火	耐火	その他	地下	高架上	橋上	平地
J R 東 日 本	3			3			2		1
京 王 電 鉄	7	1	4	2			2		5
西 武 鉄 道	4		4						4

<施設の耐震性>

機 関 名	構 造	耐 震 性
J R 東 日 本	高架構造	1 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階の震度6強相当の地震を想定している。 3 既存の鉄道構造物について耐震性調査を実施するとともに、「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の結果を踏まえて補強等を実施済である。
京 王 電 鉄		
西 武 鉄 道	地下構造	

(2) 施設の安全化対策

ア 現状

沿線に精密な地震計を設置し、運転指令所に表示される等の即応体制をとって、列車の安全運行に万全を期している。

更に、阪神・淡路大震災と同規模の地震が発生した場合を考え、全区間の鉄道構造物の構造種類・建設時期・老朽度の調査を行い、構造物の耐震診断を実施している。

また、運輸省（当時）が昭和58年に制定した「建造物設計基準」に基づいて、昭和60年から順次落橋防止の工事を実施した。

※ 地震計の設置数

京王電鉄	11	西武鉄道	4
------	----	------	---

イ 整備計画

運輸省（当時）が設置した鉄道施設耐震構造委員会は「既存施設の鉄道施設に係る耐震補強の緊急措置について」を取りまとめた。この指針と各鉄道機関における構造物調査の結果に基づき、京王電鉄及び西武鉄道は、大規模な地震に対しても構造物が倒壊しないよう高架橋の柱の補強を緊急に行った。

また、以前より実施している落橋防止工の施工を引き続き実施し、平成8年度までにすべての橋梁の工事を完了した。

(3) 事業計画

ア 駅舎・事業所

(ア) 年1回の定期検査により点検を実施する。

(イ) 建物の位置、構造については、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性の安全を確保する。

イ その他構造物

構造物については、定期点検により健全度を調査し、補修の必要のあるものは補修して、機能を強化することとしている。

3 バス施設

- (1) バス路線は、市内全域にわたり、市民の主要交通機関として重要な役割を果たしており、その責務を全うするために、関係各機関と連絡を密にするとともに、従業員の安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に万全を期す。
- (2) 施設（車両）災害予防に対しては、始業点検や就業規程及び関係法令に基づく点検を実施し、整備関係者との連絡を密にし、早期修理と完全整備に努める。
- (3) バス路線は、地区の発展に伴った適切な系統設定と車両配置を行い、地域住民に便利でかつ安全なものとの信頼を得るよう努める。

第2節 ライフライン施設の安全化

(環境安全部・東京電力・東京ガス・NTT東日本一東京西・都市整備部)

第1項 計画目標

約24万人が住む府中の市民生活を維持するうえで、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、欠かすことのできない施設である。

地震によりこれら施設に被害が生じた場合、復旧に相当の期間（～15日）を要することから、その間、社会全体に影響を及ぼし都市生活を維持することが困難となるおそれがある。

そのため、震災時においても、ライフライン施設の機能ができる限り維持し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を推進する。

第2項 現況・事業計画

1 水道施設

(1) 施設の現況

市の水道施設は、浄水所4か所、応急給水槽2か所、導・送・配水管は約584kmである。(資料編○ページ資料○ 浄水所設置図、及び、資料○主要導送配水管幹線図参照)

(2) 安全化対策

阪神・淡路大震災と同程度の地震が発生した場合、導・送・配水管にはある程度の被害が発生し、それによる一時的な断水は避けられないものと予測される。

このため、被害を最小限に止め、給水をできるだけ確保できるよう、次のような安全対策を推進している。

ア 浄水施設

浄水施設の構造物は、耐震設計に基づいて建設されており、また、過去の震災例から判断してもその機能に重大な支障を来すことはないと考えられる。

しかし、ポンプまわりの付属配管の被害によっては、ポンプ機能に支障を与えるおそれがあるので、これらの設備については、更に整備し補強するように都水道局に要請していく（浄水所施設は都管理）。

イ 導・送・配水施設

(ア) 主要路線の耐震化

導・送・配水管は、現在、市内全域に約584kmが埋設されており、その中には継手などの耐震性の低いもの、軟弱地盤に埋設されているものなどがある。

また、送水ルートの二重化や震災時の水運用を容易にする送・配水機能の分離などをを行い、安定給水を確保する。

(イ) 重要管路の耐震継手管への布設替え

配水管路のうち、緊急輸送道路と病院及び公共施設付近の管路を重要管路と位置づけ、優先順位を付けて優先順位の高い路線から耐震継手管へ布設替えを実施する。

(ウ) 備蓄資材の確保

災害の内容を事前に想定し、必要最小限度の資器材の確保に努めると同時に関連事業者との連絡を密にし、万全を期する。

2 下水道施設

(1) 施設の現況

市の下水道施設は、ポンプ場が1か所（排水能力10,800km／日）、公共下水管渠の総延長は幹線で約59km、枝線で約655kmである。都市下水路は約11kmとなっている。

(2) 安全化対策

震災時における下水道施設の機能を確保するため、次のような安全化対策を推進している。

ア 中継ポンプ場施設の整備

経年変化等により安定性の低下した構造物及び機械電気設備については、機能向上と耐震化のための整備補強を進めている。

イ 管渠の整備

管渠のうち経年変化等により安定性の低下した管渠については補強を行っているが、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、平成25年度までにすべての下水管の点検・調査を実施するとともに、必要に応じた補修や更生工事を実施する。今後もテレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管渠から計画的に補強を進める。

(3) 整備計画

安全化対策に基づき、今後も施設等の整備を進めていく。

3 電気施設防災計画

(1) 目的

この計画は、地震、台風、雪害、洪水その他の非常災害に対する電気施設の被害の未然防止、被害の軽減及び被害の早期復旧を図るための諸施策の基本を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

(2) 非常態勢の組織並びに運営

非常災害に際し、管内の事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を円滑に推進するため、あらかじめこれに対処する非常態勢の組織を編成しておく。

(3) 平常時の対策

ア 非常災害が発生した場合は迅速適切な措置をとれるよう、平常時においてもあらかじめ各種事態を想定した情報連絡網の整備及び応急復旧工法等の訓練を実施するとともに、復旧資機材の定期点検整備を行う。

イ 電気工作物の巡視点検調査等

東京電力の電気工作物並びに一般需要家の電気工作物について定期的に巡視点検、調査を行い、災害要因の改修に努める。

ウ 一般公衆事故防止

新聞、テレビ、ラジオ、PR車、ピラその他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項についてPRを積極的に行い、公衆の安全確保に努める。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (オ) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- (キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

4 ガス施設

(1) 計画方針

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、二次災害防止のための防災システムを構築することにより、可燃物の流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

(2) 施設の現況

市内の供給施設は、次のとおりである。

<市内の供給施設>

(平成19年4月末現在)

ホルダー基數	0基	
ガス整圧器基數	76基	
ガス導管	高圧管延長	6.2km
	中圧管延長	55.8km
	低圧管延長	530.7km
需要家件数	98,484件	

(3) 施設の安全化対策

整備施設の設計は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）・消防法（昭和23年法律第186号）・建築基準法・道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいている。

各施設の安全化対策は、次のとおりである。

ア 供給施設

- (ア) 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。

- (イ) 新設導管は、耐震性を有する溶接接合鋼管・機械接合鋳鉄管及び鋼管・融着接合ポリエチレン管等を使用している。
- (ウ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置等を行うための設備を設置している。

イ 需要家施設

- (ア) 200ガル(震度5強程度)以上の地震時には自動的にガスを遮断するマイコンメーター(マイコン・感知器・遮断装置を組み込んだガスマーティー)を普及取付けしている。
- (イ) 配管は、耐震性を考慮した設計により支持固定しており、また、大規模建物は、配管の耐震設計及び緊急時における建物全体のガス遮断装置の整備等による二次災害防止設備の設置をしている。

ウ 通信施設

- (ア) 震災時の緊急措置に必要な通信手段の確保のため、ループ化された固定無線回線の整備及び移動無線回線を整備している。

エ 地震情報収集システムの整備

- (ア) 供給区域内に設置した4,000個所のSIセンサー、5か所の基盤地震計、20か所の液状化センサーからの地震度情報を無線で収集するシステムを整備している。
- (イ) 二次災害防止のための緊急措置判断を支援するため、上記地震度情報からガス供給施設の被害を推定するシステム(SUPREME)を整備している。

(4) ガス導管網のブロック化

二次災害防止のための被災地区の供給停止と、被害の少ない地域の供給の確保を目的として、地域分割のために導管網のブロック化を行った。

ア 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化)

- (ア) 広域的な地震被害の発生に対応するため、供給区域を中圧導管を15ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔操作可能な緊急遮断バルブを設置してある。
- (イ) 一定以上の地震動が発生した場合、本社より遠隔操作でブロック化し、供給停止が必要な場合は、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置している放散塔より中圧導管内のガスを安全に空中放散を行う。

イ 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化)

- (ア) 局地的な地震被害の発生に対応するため、供給区域の低圧導管網を101のブロックに分割し、ブロック境界バルブを常時閉止して導管網を独立させてある。
- (イ) 低圧導管にガスを送り込む整圧器に感震遮断装置(SIセンサー)を設置し、一定以上の地震動を感じると自動的にガスの供給を遮断するようになっている。

(5) 防災対策設備の整備計画

家庭用マイコンメーターの普及取付け。平成14年度末で100%設置完了

(6) 防災教育訓練

ア 東京ガス総合防災訓練の実施

全社一斉に、地震による災害を想定した総合防災訓練を年1回、次の内容により実施する。

(ア) 社員動員訓練

(イ) 対策本部・支部設置及び運営訓練

(ウ) 各部所の役割に応じた措置訓練及び相互の連携訓練

(エ) 警戒宣言情報伝達訓練

イ 自治体主催の総合防災訓練への参加

都及び市で主催する総合防災訓練に参加し、ガス施設の災害応急対策措置の訓練及びマイコンメーターの復旧操作訓練を実施する。

ウ 社員の防災教育

日常の教育及び防災対策資料の配布により、震災時の安全確保及びガス事業従事者としての役割と行動基準の周知を図っている。

(7) 広報活動計画

ア 平常時の広報活動

東京ガスの防災対策の理解と二次災害防止のための予防措置の周知をするため、平素より需要家及び関係官公庁への広報活動を行う。

イ 災害時の広報宣伝

(ア) 官公庁、報道機関に対する広報宣伝

経済産業省、都、東京消防庁、警視庁等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の災害状況、供給支障状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い周知に努める。

(イ) 市民に対する広報宣伝

震災時における市民の不安除去及び波及的災害事故を防止するため、東京ガスは広報巡回のほか、関係官公庁、報道機関等に協力を要請し、ガス施設の復旧見通し、ガス施設の使用上の注意事項等の広報に努める。

(8) 防災対策の検討課題

従来の関東大震災レベルを想定した地震対策に加えて、阪神・淡路大震災を教訓とした地震対策について検討・対策を推進する。

ア 製造供給設備の耐震性の再評価

イ 緊急措置・復旧機能を有する社屋の耐震性の確保

ウ 緊急措置・復旧のための情報伝達に対応可能な通信設備の確保

エ 大規模な供給停止に対応する復旧組織・体制の構築

オ 供給停止地区の需要家支援策の検討

カ 行政・他機関との情報連絡・連携体制の充実

キ 需要家からの問い合わせ対応の広報活動強化策の検討

5 通信施設

震災時において、通信を確保し、迅速・的確な情報伝達を行えるようにすることは、災害時の応急対策等を講じるうえで、また、市民等の混乱を抑えるためにも有効である。

このため、震災による通信施設の被害を最小限に防止するためNTT東日本一東京西においては、阪神・淡路大震災級の地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び災害復旧対策を確立する。

(1) 施設の現況

ア 建物 (NTTビル等)

阪神・淡路大震災の規模と被害状況を参考として、耐震・耐火構造のビル設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、地域条件に即した防火扉等を設置している。

イ ビル内設備

(ア) ビル内に設備する電信・電話用機器は、地震動による倒壊、損壊を防止するため、支持金物等による耐震措置を行っている。

(イ) ビル内機器の耐火対策を講じ、木製机・棚等のスチール製への交換等不燃化を進めている。

ウ ビル外設備

(ア) 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

(イ) 橋梁添加ケーブル

二次災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

エ 災害対策用機器

(ア) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機等を主要地域に常備している。

(イ) 移動交換所装置

ビル内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、非常用移動交換所装置を主要地域に常備している。

(ウ) 移動電源車

移動電源車は、震災時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、主要地域を対象に配備している。

(2) 事業計画

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施している。

ア 公共機関等必要な通信を確保するためケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図っている。

イ 通信が途絶するような最悪の場合でも、NTTビルは、最小限の通信ができるよう特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。

- ウ 市指定の避難所等に特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- エ 都市防災上の要請にこたえて、耐震・耐火性の強い洞道へのケーブル収容及び洞道網の建設を推進し、これにNTTビル間を結ぶ地下ケーブルを収容する。
- オ NTTビル相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進している。
- カ 商用電源の停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、更に被災したときを考慮して、移動電源装置を主要地域に常備している。
- キ 震災時の通信確保及び復旧対策として、移動無線車・衛星無線車・非常用交換所装置等を主要地域に増配備するとともに、配備運用態勢の見直しを行っている。

6 共同溝の建設

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果があるとされている。

このため、関係機関と協議し、主要幹線道路等に電気、ガス、上下水道などの地下埋設物の共同溝の設置に努める。

7 関係機関の連絡組織の設置

市は、各ライフライン関係機関に対し必要に応じて、予防対策の実施を要請するとともに、災害時における応急復旧活動の円滑な推進を確保するため、市及び各ライフライン事業者から成る連絡協議会を設置し、相互の連携、情報交換等の調整に努めていくものとする。

第3節 エレベーター対策（都市整備部）

第1項 閉じ込め防止機能の向上

1 市有施設

必要に応じて優先順位を定め、順次エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上に努める。

2 民間施設

ビルやマンションの管理事業者・団体などに、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を働きかけ、普及啓発を図る。

第2項 救出体制の構築

1 エレベーター保守管理会社の連絡体制強化

エレベーター保守管理会社の限られた保守要員が効率よく救出活動をするために、各施設とエレベーター保守管理会社間及び保守要員との連絡体制の構築に努める。

2 エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

エレベーター内の閉じ込めの有無が直ちに確認できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。

第3項 早期復旧対策

1 「1ビル1台」復旧ルールの徹底

- (1) エレベーターを点検し、運転を再開するための要員は限られているため、当初は1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、早期にできるだけ多くの建物の機能回復を図る。
- (2) 「1ビル1台」復旧ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに市民・事業者等に広く普及啓発する。

2 自動診断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で自動停止したエレベーターについて、自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

今後の開発状況を見ながら、本システムの市有施設への設置を検討する。民間施設に対しても、本システム導入の働きかけを検討する。

第4節 建築物の耐震性・不燃化促進（都市整備部・市民生活部）

第1項 計画目標

府中市耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震化を促進するとともに、建築物の不燃化や不燃化地域の拡大を推進し、震災による被害の軽減を図る。

第2項 現況・事業計画

1 防火地域の指定

都市の災害に対する体質の強化、特に地域的に不燃化を進める目的で、防災上重要な地域（避難地周辺、延焼遮断帯となり得る都市計画道路の沿道など）を中心に防火地域等の指定の拡大に努める。

＜防火地域、準防火地域の指定状況＞

用途地域面積	防火地域	割合 (B/A)	準防火地域	割合 (C/A)
2,725.2ha	263.2 ha	9.7 %	1,467.4 ha	53.8 %

<防火地域、準防火地域指定の推移>

区分	平成8年5月	平成16年6月	平成17年9月
防 火 地 域	258.4 ha (9.5 %)	259.5 ha (9.5 %)	263.2 ha (9.7 %)
準 防 火 地 域	1,462.4 ha (53.7 %)	1,463.5 ha (53.7 %)	1,467.4 ha (53.8 %)
計	1,720.8 ha (63.2 %)	1,723.0 ha (63.2 %)	1,730.6 ha (63.5 %)

2 建築物の耐震・不燃化

- (1) 木造及び簡易耐火構造の市営住宅を中高層耐火構造住宅に建て替え、集約と立体化を図る。
- (2) 市は、平成7年4月1日から特定行政庁となり建築確認申請事務を開始した。建築物の新築・増築等については、建築物の位置、構造、設備が建築基準法（昭和25年法律第201号）、同関係法令及び消防関係法令の防災関係諸規定に適合するよう窓口及び現場における指導を徹底し灾害を予防する。木造密集地については、防災性を高め、災害に強い建築街区造成のための普及に努める。
- (3) 建築物に対し、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導に当たる。また防災設備（避難施設、防水排水施設、消防用防火設備等、防火設備、避雷設備等）を関係法令に基づいて設置、維持、管理するように推進する。
- (4) 多人数を収容する特殊建築物（デパート・ホテル・共同住宅等）及び昇降機を有する建築物や昇降機以外の建築設備について、建築基準法と府中市建築基準法施行細則（平成7年規則第8号）の規定に基づく定期報告の制度により、建築物・建築設備・エレベーター等の維持保全状態を把握し、災害予防と安全確保のための正指導を行う。また、地震におけるエレベーターの閉じ込め防止など安全対策の推進に努める。

3 建築物の耐震診断等

- (1) 公共建築物

市の公共施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。そのため、必要に応じて施設の耐震調査等を実施し、計画的な補強改修に努める。なお、文化センター（昭和62年開館の片町文化センターを除く10施設）は施設の老朽化が進んでいるため、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、耐震工事を進めている最中である。平成19年度現在の工事完了率は70%であるが、平成25年度までに全施設の耐震工事を目指している。さらに、設備についても老朽化が進んでおり、緊急的な修繕が多数発生しているため、順次更新を図る。

また、市立小中学校33校については、体育館は平成20年度をもって、全て耐震改修が完了する予定である。校舎の耐震化及び学校施設内外の整備については順次進めており、平

成25年度までに小学校17校、中学校10校を目指している。なお、公共施設の新設に当たっては、その施設の機能を考慮した耐震性の高い施設づくりを推進する。

- (2) 民間建築物の耐震診断については、所有者・使用者の自主的判断と自覚に負うところが大きい。

そこで、耐震診断及び改修に関する相談窓口を設け、必要に応じて実施機関の窓口紹介等を行う。なお、木造一戸建てについては耐震診断及び改修費用の一部を助成する。

- (3) 国の「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用し、マンションの耐震診断や改修工事の助成を行い、耐震化の促進を図る。

第5節 落下物等の防止（都市整備部・環境安全部・福祉保健部・府中消防署）

第1項 計画目標

既存の建築物の窓ガラス及び屋外広告物についての安全化対策、道路の沿道区域内等に設置してある自動販売機の転倒防止策を強化し、震災時における被害の未然防止に努める。

第2項 現況・事業計画

1 窓ガラス等落下物の安全化

震災時においては窓ガラス・ビル外装材等の剥離、工作物の落下による被害の発生が予想されるので、これら落下物の対策が重要な課題となっている。

ビル外装材については確認申請時に建築基準法関係法令の技術的基準に従って安全性の向上に努める。また、既存の公共施設の窓ガラスについては飛散防止対策を進める。

2 屋外広告物に対する規制

広告塔・看板等の屋外広告物の中には、地震の際に脱落し、被害をもたらす場合があることが予想される。

このため、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）、建築基準法及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、設置者に対し、看板等の維持管理に際し、改善を指導する。

特に、繁華街等にある屋外広告物等について、定期的に実態調査を実施し、危険なものについては指導を行う。

3 自動販売機の転倒防止

自動販売機の転倒により、道路の通行阻害及び安全上の支障が起きないように所有者・管理者等に対して、転倒防止のための措置を講じる等の指導を行う。また、違法な自動販売機の設置者に対して、府中警察署等関係機関との合同パトロールにおいて、道路不法占用の取締り、撤去、指導等の是正対策を推進する。

4 家具等の転倒防止

阪神・淡路大震災の被災地域では、室内においても、揺れのために家具が転倒などにより、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほど揺れが大きく、家具転倒等による被害が甚大で

あつた。

市では、このような教訓を踏まえて、高齢者や障害者がいる世帯を対象とした家具類の固定を行う補助制度や家具類転倒・落下防止器具の取付け事業の推進を図るとともに、相談窓口において住民の利便性を図るように努める。市施設においても、オフィス家具類の転倒・落下防止対策の推進を図る。

また、府中消防署は「家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック」の内容を防災指導、消防計画等に活用し、転倒防止対策の普及・啓発を図る。

第6節 がけ・擁壁・ブロック塀の安全（都市整備部・水と緑事業本部）

第1項 計画目標

都市化の進展に伴い、災害発生の原因となるおそれのあるがけ地や、急な斜面にも宅地を造成し、住宅を建築するケースが多くなっている。

また、過去の震災において、多数のブロック塀等が倒壊し、災害要因としての危険性が注目された。

本来、がけ、擁壁、ブロック塀等の安全対策については、それぞれの所有者や管理者が行うべきものである。このため、市は、法律や都の定めた基準、方針に基づき、安全のための規制や指導を強化するとともに、市民や事業所の理解を得ながら崩壊防止工事の実施や生け垣への転換など、市として可能な限り安全対策を推進する。

第2項 現況・事業計画

1 がけ（はけ）・擁壁等の安全化

市は、全体的に低平であるが、多摩川の流路に平行して段丘がけ線が存在する。また日新町1丁目では、1か所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

市ではがけ崩れによる危険箇所を常に把握し、これらの区域に建築物やよう壁等を設ける場合は、建築基準法、同法関係規定に基づいて防災上の見地から指導を行い、災害の防止に努める。

2 急傾斜地等の安全化

市内における急傾斜地崩壊危険箇所は、平成15年度の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）」に基づく基礎調査に先立って行った調査では、自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所となっている。急傾斜地等の分布は資料編〇ページの資料〇のとおりである。

都は、災害の発生を未然に防止するため、法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、行為の制限、改善命令などの措置をとるとともに、崩壊防止工事を行っている。

市は、この法律に基づき、市民の理解や協力を得ながら、危険区域指定の促進などにより、既に2か所の整備を実施した。

3 ブロック塀等の安全化

(1) ブロック塀の安全化

平成7年の阪神・淡路大震災や昭和53年の宮城県沖地震などでは多数のブロック塀や石塀等が倒壊したことから、これらを要因とする人身被害が発生する危険性が指摘されているところである。過去の地震においてブロック塀などが倒壊した原因は、建築基準法に定める技術基準が守られてなかったことが原因の主なものと考えられる。

市では新たにブロック塀を設置する市民や施工者に対して、配筋や基礎の根入れ等、ブロック塀に関する良好な施工の普及に努める。また、既存のブロック塀については、修繕、補強あるいは生け垣への転換等の改修指導に努める。

(2) 生け垣化等の推進

市民が接することの多い市立小・中学校、保育園、文化センター等の公共施設の接道部にあるブロック塀、万年塀等については、生け垣やネットフェンスへの転換を昭和56年から順次実施している。

また、市民に向けて「生け垣設置等補助事業」によりブロック塀等の取壊しや生け垣化に対して助成を引き続き実施する。

<生け垣助成の内容>

区分	助成内容	平成18年度実績	事業計画
生け垣造成	1mにつき 6,000円	5件 40m	平成18年より「府中市みどりの保護及び育成に関する要綱」及び「府中市指定樹木等に対する奨励金交付要綱」の見直しを行い、制度の充実・強化を図っている。
取壊し ブロック塀等	1mにつき 5,000円	0件 0m	

第3章 地震火災等の防止

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、294件の火災が発生し、約65万m²を焼失する大火災となつた。

市においても、同じ程度の大震災の直撃を受ければ延焼を阻止できない事態も予想され、数千棟の焼失（被害想定では最大6,223棟焼失）という大被害を受けるおそれがあることから、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止及び危険物や有毒物質等の漏えい防止について、それぞれの主要施策を定める。

第1節 出火の防止（府中消防署）

地震による出火の機構は複雑である。市内に多数存在する火気を使用する設備や危険物、化学薬品の使用施設などから、相当数の出火が考えられる。

このような現状においては、あらゆる施策を講じて出火の危険性につながる要因を個々に分析・検討し、安全対策を進めるとともに、市民に対して防災意識の高揚と行動力の向上を図ることによって、地震時における出火をできる限り防止する。

第1項 火気使用設備・器具等の安全化

現在、市内には、膨大な数の火気使用設備・器具等があり、地震時にこれらから出火する危険性は極めて高い。

このことから、東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）に基づいて、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の遵守及び火気使用設備の固定等各種安全対策を推進してきたが、今後もこれらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検、整備についても指導徹底する。

第2項 石油等危険物施設の安全化

市内の石油等の危険物施設としては、貯蔵所等の施設がある。これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大の要因となる。

そこで、従来から、各機関による査察や業界に対する集合教育等を行うことにより安全化を進めてきた。今後も、これらの施設に対しては、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止や危険物の流出防止に努める。

第3項 化学薬品、電気設備等の安全化

1 化学薬品の安全化

地震時における危険物や化学薬品等からの出火は、宮城県沖地震の例を見ても、出火原因の中で大きな比率を占めている。阪神・淡路大震災においては9件の火災が確認されている。

府中消防署では、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を随時実施し、これらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては実態調査を行うことにより、個別的、具体的な安全対策を継続して推進する。

<主な指導事項>

主な指導事項	1 化学薬品容器の転倒落下防止措置 2 化学薬品収納庫の転倒防止措置 3 混合混融発火性物品の近接貯蔵防止措置 4 化学薬品等収納場所の整理整頓 5 初期消火資器材の整備
--------	---

2 電気設備等の安全化

現在、市内に設置されている変電設備は177件、自家発電設備は56件、蓄電池設備は39件である。

これらの設備は、火災予防条例により出火危険の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備が義務付けられているところである。一方、電気設備等は、産業及び生活等の基盤となるライフラインの一つとしても重要な位置を占めている。

このため、各種電気設備の耐震化及び不燃化を更に推進するなど、出火防止等のための安全対策を強化する。

さらに、電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置の設置を指導する。

第4項 その他出火防止のための査察指導

地震が発生した場合に多数の者に被害が及ぶ恐れが極めて高い百貨店、集会施設、鉄道駅舎等の防火対象物、工場及び作業場等の多数の火気を使用する対象物に対し、重点的に立入検査を実施する。この場合、火気使用設備や器具等の固定、当該設備への可燃物の転倒、落下防止措置及び発災時における従業員の対応要領等についても指導する。併せて、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて同様の指導を行い、地震時の出火防止対策を徹底する。

また、給油取扱所、一般取扱所等の危険物貯蔵所について、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いについて指導するとともに、これら施設を有する事業所に対しては、地震時における出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。

第5項 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置を徹底するため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及促進を図る。

また、実践的な出火防止訓練を通じて市民の自主防災行動力の向上を図るため、起震車等指導用資機材を積極的に活用する。

1 出火防止に関する備えの主な指導事項

- (1) 住宅用火災警報器の設置促進
- (2) 消火器の設置、風呂水の汲みおきやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器や感震器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類、家電製品等の転倒、落下防止措置の徹底
- (5) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (6) カーテン等の防炎製品の普及
- (7) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- (8) 防災訓練への参加

2 出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項

- (1) 起震車を活用した、「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 地震時は、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- (3) 地震直後の行動
「落ち着いて、火の元確認 初期消火」
ア 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
イ 出火した時は、落ち着いて消火する。
- (4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
- (5) ライフラインの機能停止等に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- (6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

第2節 初期消火体制の強化(府中消防署・環境安全部)

地震時の延焼火災を防止するためには、出火防止とともに、初期消火対策の確立が重要である。府中消防署では、消防用設備等の適正な維持・管理、初期消火資器材の普及並びに家庭、事業所及び地域における自主防火体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制確立を図る。

第1項 消防用設備等の適正化

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時においても十分にその機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置について更に指導を行う。また、過去の地震被害調査結果等を参考に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時に破壊されないよう、地震時における消防用設備等の機能を確実に確保するよう指導を強化する。

また、災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特にスプリンクラー設備の設置促進に努める。

第2項 街頭消火器の設置

市環境安全部は、初期消火体制を強化する必要から、街頭消火器を設置している。

第3項 初期消火資器材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止とともに、初期消火が重要であるので、府中消防署は、消火器や住宅用スプリンクラー設備等の普及に努め、風呂水の汲みおき等の防災への備えを奨励する。

第4項 市民、事業所の自主防災体制の強化

1 市民の防災行動力の向上

市民1世帯最低1名が自信をもって災害に対応できるよう、初期消火等の基礎訓練及び都民防災教育センター（立川防災館）等での体験コーナーを活用した訓練体験を図るとともに、自主防災組織等には高度で実践的な訓練を推進する。

また、地域協力体制づくりを進め、災害時要援護者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力を高める。

2 事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に防災計画を作成させるとともに、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の向上を促進し、自主防災体制を強化する。

また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を深めるとともに、保有する資器材を活用し、地域との協力体制づくりを推進する。

第3節 火災の拡大防止（環境安全部・府中消防署・府中市消防団）

現状の都市構造においては、市民及び事業所等の協力によって、出火防止及び初期消火を徹底しても、なおいくつかの延焼火災の発生が予想される。

したがって、被害が予想される地域については、可能な限りの拡大防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の整備を進めることが重要である。特に、消防団との消防活動体制の整備強化、装備資機（器）材の整備、情報通信体制の整備強化、消防水利の整備等を推進する。

第1項 消防活動体制の整備強化

府中消防署では、1消防署、4消防出張所に消防職員259名（平成19年10月1日現在）を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救急車等26台（非常用を含む）を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助用資機（器）材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。

なお、平常の消防力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進めるとともに、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、今後、中央防災センター（仮称）を整備することにより、市、府中消防署、消防団の連携をさらに強化し、消防力のさらなる充実を図る。

<府中消防署の消防車両等>

(平成19年4月1日現在)

ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他の車両	合 計	その他可搬ポンプ
12台	1台	1台	5台	7台	26台	7台

第2項 消防団体制の強化

消防団は、18分団、団員420名と、ポンプ車18台、照明電源車2台、可搬ポンプ29台を備え、震災時、消防署隊と連携し、初期消火及び消防活動に従事するとともに応急救護等の住民指導を行っている。また平常時は、地域住民に対して、初期消火や応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

このため、消防団活動の拠点である各分団の防災センターを整備充実し、地域における防災活動の推進と震災時における消防団活動体制の充実強化を図る。

また、消防団活動を強化・充実するため消防団員が生業において使用する資格を、震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備及び可搬ポンプ積載車、照明器具（発動発電機、投光器等）、救助資機材、応急救護資器材（担架・救急カバン等）、携帯用通信機器等の整備・増強に努める。

第3項 情報通信体制の整備強化

震災時には、有線通信回線の途絶が予想される。このような事態の中で、同時多発火災や緊急事態に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に抑えるためには、市、消防団、府中消防署、府中警察署などの防災機関が相互に協力して対応することが必要である。

このため、災害情報を的確に把握できるよう、情報通信体制を整備、強化することにより、次のような最新の技術を導入した防災無線システムによる通信ネットワークを整備する。

- 1 防災機関同士が自由に情報交換できる防災無線システムの導入
- 2 携帯電話を活用した防災通信システムの構築(デジタル通信を活用した現場映像の送付等)
- 3 消防団の現場活動に必要な携帯無線機の更新

第4項 消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊や道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されるので、消防活動路を確保するため、次の対策を推進する。

- 1 消防力の整備と併せ、道路障害物除去(啓開) 用特殊資機材の整備や、民間からの借り上げ特殊車両等の確保に努める。
- 2 消防活動に必要な幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、U字溝等の暗きよ化、架空電線の埋設化、コーナー部分のすみ切り整備などを関係機関と検討するとともに震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について府中警察署との連携体制を継続する。

第5項 消火活動が困難な地域への対策

道路狭あい及び木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域に消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実を一層図るとともに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事象等に対し、意見の反映を推進、消火活動が困難な地域の解消に努める。

第6項 地域防災体制の確立

震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であり、自主防災組織と事業所の自衛消防隊等が相互に協力し、連携できる体制を整備する。また、小規模事業所についても、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導を図る。

第7項 消防水利の確保

市では、国が定める「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、府中消防署と協議し消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災（被害想定では15件）に対処するため、既存水利の機能を維持するとともに、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の建設及び民間の建物の基礎ばかりを利用した地中ばかり水槽等の設置に努めている。なお、多目的貯水槽については、第5次府中市総合計画後期基本計画に示す

とおり、平成25年度までに、便槽を併設したものを全中学校へ設置することを目指している。

また、都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、関係公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、府中市指導要綱に基づき、防火水槽等を確保するよう働きかけるとともに、雨水貯留施設や親水公園など多用途水源を消防水利に活用するほか、巨大水利（河川等の無限の水量を有する水利及び応急給水施設、浄水場及び給水所の貯水池等の大容量を有する水利）の確保など多角的な方策による消防水利の確保に努めている。

<防火水槽等の現況・事業計画>

(平成19年10月1日現在)

現 況	平成19～22年度計画	備 考
防火水槽		
100t以上	56基	
40t以上100t未満	649基	
20t以上40t未満	10基	多目的防火貯水槽 4基
貯 水 池	19箇所	防火水槽 100t 1基
プ ル 等	63箇所	
消 火 案	2,928基	府中消防署と協議し、消防水利の整備計画を立て水利の確保に努める。

第4節 危険物・有毒物質等の漏えい防止

(府中消防署・府中警察署・多摩府中保健所)

第1項 危険物保安計画**1 計画目標**

危険物等の貯蔵・取扱い施設については、火災又は危険物の大量流出などの災害の発生を防止するため、これらの施設の立入検査を実施するとともに、危険物の取扱い作業に従事する者に対し、当該施設の保安管理及び危険物の取扱い指導並びに災害防止のための訓練等を実施する。

2 施設の現況

危険物製造所等の現況は資料編〇ページの資料〇のとおりである。

3 予防計画

- (1) 危険物施設の立入検査を実施し、当該施設が法令等に定める技術上及び取扱い上の基準に適合していない場合は、必要な措置命令等を行う。
- (2) 危険物施設管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱い者による自主的災害予防態勢の確立を図る。
- (3) 危険物取扱い者及び従業員に対し、災害予防の教育や指導、訓練を実施する。

- (4) 「危険物の運搬又は、移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

第2項 高圧ガス保安計画

1 計画目標

高圧ガスの充てん、販売施設等については、事故時等の大量放出及び火災等の災害防止のため、当該施設の保安管理、取扱い指導及び訓練等を実施する。

2 施設の現況

高圧ガスの充てん、販売施設等の現況は資料編〇ページの資料〇のとおりである。

第3項 毒物・劇物保安計画

1 計画目標

震災時に、毒物・劇物の大量放出を防止するため、これら取扱いに従事する者は毒物・劇物の取扱い訓練を実施する。

2 施設の現況

毒物・劇物の取扱い事業所等の現況は資料編〇ページの資料〇のとおりである。

3 予防計画

- (1) 今後保有する対象物について、関係機関が相互に連絡し、実態を把握する。
- (2) 毒物・劇物を業務上使用する者の届出、事故の際の措置に関する毒物及び劇物取締法に基づき、これらに対する防災対策を確立し、指導を徹底する。また、毒物・劇物の性状、作用等を考慮し、防災上の応急措置、廃棄方法等の検討を推進する。

4 保健所の毒物・劇物対策

(1) 被災地内保健所

- ア 毒物・劇物に関する災害情報の収集
- イ 緊急パトロールの実施
- ウ 事業者等への指導

(2) 被災地外保健所

被災地における活動に必要な人員の要請を受けて、速やかに職員を派遣できるよう態勢を整える。

第4項 放射性物品関係施設保管計画

1 計画方針

地震又は火災等の災害時に、放射線源が蒸発発散あるいは、火災時の煙への付着などにより、周辺住民への被ばくや大気や川などの水質が汚染される危険がある。

これら災害時には、放射線測定による危険区域の設定、汚染物質の流水防止等により市民の安全を確保する。

2 施設の現況

放射性物質を取り扱う病院・事業所等は資料編〇ページの資料〇のとおりである。

3 予防計画

- (1) 放射性物質を保有する対象物について、関係機関の調査により、実態を把握する。
- (2) 関係機関は法令に基づく届出の受理、若しくは立入検査の際、常時及び災害時における放射性物質の取扱い、消防用設備等及び自衛組織等の防災対策について、指導、勧告、命令する。

第5節 高層建築物、地下施設等における安全対策（府中消防署）

第1項 計画目標

高層建築物、地下施設等における安全対策については、本部第2章施設構造物等の安全化の第1節及び第2節に準ずるほか、救助資機材の整備及び実践的な消防訓練ができる施設の整備を図るほか、関係事業所に対して、次の対策を指導する。

1 火災予防対策

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- (2) 火気使用設備・器具の固定等、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒・落下防止措置
- (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (4) 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

2 避難対策（混乱防止対策）

- (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (2) ビル防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (3) ショーケース、看板等の転倒、落下防止
- (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (6) エレベーター停止時の救出対策

3 防火管理対策

- (1) 従業員に対する消防計画の周知徹底
- (2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- (3) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- (4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- (5) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施

4 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第6節 文化財保全計画（文化スポーツ部）

第1項 市の態勢

1 予防態勢

- (1) 文化財が貴重な国民的財産であることについて、普及徹底を図る。
- (2) 指定建造物等の内外の火気及び喫煙等の禁止措置に努める。
- (3) 震災予防のための消防用設備等の設置に努める。

第2項 実施の現況

＜予防態勢実施状況＞

(平成19年10月1日現在)

区分	国指定 文化財	国登録 有形文化財	国選択記録作成等の 措置を講ずべき無形 民俗文化財	文部省認定 重要美術品	都指定 文化財	市指定 文化財	総 数
指定数	8	1	1	3	15	41	69

なお、指定文化財等の現況は、資料編〇ページ、資料〇のとおりである。

第3項 事業計画

1 全般計画

- (1) 文化財が重要な国民的財産であることについて、普及徹底させるための措置を講ずる。
- (2) 指定文化財（建造物）の内外における火気、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施する。また、文化財保存施設及び登録文化財（建造物）においては、内外における火気の取扱いについて十分注意するよう所有者・管理者に周知する。
- (3) 文化財の震災予防のため消防用設備等の設置を指導推進する。
- (4) 自衛消防組織の活動能力の向上とともに、搬出用具等を整備するほか、震災予防に関して関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導する。
- (5) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者・管理者は速やかに被害状況を調査し、その結果を文化スポーツ部に、都指定の文化財にあっては都教育委員会に、国指定の文化財にあっては都を経由し、文化庁に報告する。

2 実施計画

毎年1月26日を「文化財防火デー」として、文化スポーツ部を通じて文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。

第4項 府中消防署の態勢

文化財防火デー等を通じ、文化スポーツ部とともに文化財防火運動を推進するほか、必要に応じ、文化財消防演習を実施し、貴重な文化財の保護に努める。

なお、府中市宮西町3-1大國魂神社の本殿及び鼓楼、府中市南町6-32（郷土の森内）旧府中町役場庁舎等の文化財の周囲に「禁煙、火気厳禁、危険物品持込み厳禁」の標識を関係者に掲出させ、火災予防上禁止されている行為を広く知らしめるとともに、文化財施設の所有者又は管理者に対して、次の項目の点検を指導する。

- 1 文化財周辺の整備・点検
- 2 防災体制の整備
- 3 防災知識の啓発
- 4 防災訓練の実施
- 5 防災設備の整備と点検
- 6 緊急時の体制整備

第4章 防災行動力の向上

第1節 防災意識の高揚（環境安全部・教育委員会・府中消防署）

第1項 計画目標

市及び各防災機関は、市民・事業所など地域の防災活動力の向上に努め、複合的といわれる震災から被害の未然防止や軽減を図るため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚に努める。

そのため、「自らの身の安全は自らが守る」を防災の基本として、防災知識講座の開催や春秋の火災予防運動の周知、防災ハンドブック改訂版の発行、地震・多摩川洪水避難マップの全戸配布等により震災に関する知識の普及に努める。

第2項 現況・事業計画

1 防災広報の充実

平素から市民等を対象にパンフレットの配布、講演会の開催、報道機関への情報提供等震災に関する知識の普及に努める。

市及び各防災機関が行う主な広報内容は、次のとおりとする。

- (1) 地震に関する一般知識
- (2) 各防災機関の震災対策
- (3) 出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識
- (4) 事業所の地震対策
- (5) 地域の連携協力、災害時要援護者のネットワークづくり
- (6) 室内、戸外、高層ビル、地下街等における防災対策、地震発生時の心得
- (7) 災害情報の入手方法
- (8) 非常食料・身の回り品等の準備の心得
- (9) 道路交通規制及びドライバーの心得
- (10) 避難方法及び避難時の心得
- (11) 水道・電気・ガス・電話などの震災時の心得
- (12) 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上策

2 防災教育の充実

児童生徒や防災活動に携わる市民・事業者等を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を実施し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

- (1) 市民等を対象とした防災教育
 - ア 図上訓練（DIG）による防災マップ作り
 - イ 自主防災組織リーダー研修の実施

- ウ 自治会・町会が実施する訓練
- エ 起震車による地震体験
- オ 防災ハンドブックの発行、地震・多摩川洪水避難マップの全戸配布
- カ 都民防災教育センター等を拠点とした地域の防災教育
- キ 応急救護知識技術の普及（救命講習等の実施）
- ク 事業所における応急手当指導者の養成及び自主救護能力の向上

(2) 児童生徒を対象とした防災教育

- ア 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、地震の基礎知識、地震が発生したときの対策等の指導
- イ 副読本やパンフレット・ちらし等の発行
- ウ 防災ポスター・コンクールの開催
- エ 教職員の教育、研修の実施
- オ 教職員、児童生徒をまじえた消火訓練及び普通救命講習の実施
- カ 都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」によるプログラムの実施
- キ 児童生徒の学年に応じたボランティア活動について普及啓発
- ク 都民防災教育センター（立川防災館）等を拠点とした地域の防災教育

第2節 防災訓練の充実（各機関）

第1項 計画目標

震災時に十分な防災活動を期するためには、平常時における防災訓練が極めて重要である。そのため、第5次府中市総合計画後期基本計画に示すとおり、総合防災訓練や地域防災訓練の実施回数や参加者数の増加及び企業・事業所への参加の要請を図るほか、自主防災組織と学校の連携による防災訓練の実施に努める。

また、各防災機関の防災活動が円滑に実施されるためには、各機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合訓練が有効なため、その実施方法等必要な事項について定める。

第2項 現況・事業計画

1 総合防災訓練

(1) 方針

震度6弱～7の大地震発生を想定し、市及び関係防災機関と市民が一体になった総合的、有機的な訓練を実施することにより、各機関相互の協力体制の確立と、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚に努める。

(2) 実施要項

市防災会議において「府中市総合防災訓練実施要領」を定め、この要領に従い実施する。

ア 実施時期及び場所

原則として、防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）及びその他の日に震災・火災等を想定して実施する。

イ 参加機関は市、関係防災機関、市民及び事業者とする。

ウ 訓練項目は本部運営訓練、非常招集訓練、通信情報訓練、現地実働訓練とし特に、市民が参加できる項目を増やし、震災時における対応力の向上に努める。

2 職員の参集訓練

(1) 方針

地震発生後の活動態勢の早期確立、職員の本部、地区拠点（学校等）その他各部所管施設等の特別非常配備態勢の確保、各防災機関や市民との連携と、職員の意識の高揚を図るため参集訓練を実施する。

(2) 実施要領

参集に当たっては、使用交通機関の一部制限や参集手段の設定、勤務時間内外の実施などさまざまな条件を想定して行う。

ア 訓練項目は非常参集訓練、指令伝達訓練、情報収集と伝達訓練、避難所開設訓練などとし、休日・夜間等非常時を想定するなど、より実態に即した訓練を実施する。

3 防災関係機関が行う訓練

各防災関係機関は、個別訓練を行い防災活動の習熟を図る。実施方法等については、おむね次の表のとおりとする。

<防災関係機関の訓練のあらまし>

区分	主催	内 容
消防・救助・救急活動署	市 消 防 署	<p>地震火災をはじめ、地震時の各種災害に対処するため、消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合防災訓練を実施する。</p> <p>また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対応するため、医療機関、民間団体との協力体制を確立し、連携した防災訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 消防団 (2) 災害時支援ボランティア (3) 市民 (4) 事業所 (5) 医療機関 (6) 協定締結の民間団体</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 消防団</p> <p>ア 情報活動訓練 (ア) 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 (イ) 情報整理及び通信運用訓練 イ 部隊編成訓練 ウ 消火活動及び救出・救護活動訓練</p> <p>(2) 災害時支援ボランティア（府中消防ボランティア）</p> <p>ア 応急救護活動訓練 イ 災害情報提供訓練 ウ 消火活動の支援訓練 エ 救助・救急活動の支援訓練 オ その他の支援訓練</p> <p>(3) 市民</p> <p>ア 出火防止訓練 イ 初期消火訓練 ウ 応急救護訓練 エ 通報連絡訓練 オ 救出訓練 カ 避難訓練 キ 避難所運営訓練 ク その他の訓練</p> <p>(4) 事業所</p> <p>ア 出火防止訓練 イ 防護訓練 ウ 消火訓練 エ 救出救護訓練 オ 避難訓練 カ 情報収集訓練 キ 帰宅困難者対応訓練</p> <p>(5) 医療機関</p> <p>ア 現場救護所等の設置・運営訓練 イ 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急措置並びに搬送訓練</p> <p>(6) 協定締結の民間団体</p> <p>ア 消防水の搬送及び消火活動支援訓練 イ 消防部隊搬送支援訓練 ウ 救助犬等による救助活動支援訓練 エ 救急救助資器材の搬送、活用訓練</p> <p>3 実施期間</p> <p>9月1日「防災の日」直近の日曜日に実施する総合防災訓練において、市及び関係機関と合同で行うほか、<u>隨時防災諸対策の訓練を実施する。</u></p>

地域防災等訓練 市 ・ 消 防 署	<p>大地震と同時に発生が予想される火災、救急事象に備え、市、消防機関及び市民が、初期消火、応急救護の協力体制を確立し、習熟することにより、更に防災意識の高揚を図る。</p> <p>1 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種消火器の取扱い指導及び消火器、三角バケツによる消火訓練 (2) 三角巾による応急救護措置及び人工呼吸法 (3) 起震車による地震体験 (4) 救出救護訓練 (5) 避難所運営訓練 (6) その他 <p>2 実施時期</p> <p>年間隨時。自主防災組織等の指定する場所</p>
警備交通規制訓練 警 備 交 通 規 制 訓 練 署	<p>大地震が発生した場合、被害の拡大を防止するため、市民の避難誘導及び救出・救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び市民と協力して訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市 (2) 防災関係機関 (3) 市民・事業所 (4) その他 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備要員の招集及び部隊編成訓練 (2) 情報収集と伝達訓練 (3) 警備本部設置訓練 (4) 交通対策訓練 (5) 避難誘導訓練 (6) 広報訓練 (7) 救出救護訓練 (8) 通信伝達訓練 (9) 装備資器材操作訓練 <p>3 実施時期</p> <p>9月1日「防災の日」直近の日曜日に実施する総合防災訓練において、市及び関係機関と合同で、防災諸対策の訓練を実施する。</p>

各種機関別個別訓練	東京電力	<p>震災時に円滑な対応を図るため、情報連絡、復旧及び災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回以上、全店的に実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡訓練 (2) 本・支部運営訓練 (3) 復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等） <p>2 実施時期・回数</p> <p>年1回以上（全店規模）</p>
	東京ガス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領等に基づき防災訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震時の出動訓練 (2) 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 (3) 自衛消防訓練 (4) 各事業所間の応急体制訓練 (5) 災害発生を想定した応急措置、復旧計画訓練 (6) その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 <p>2 実施時期・回数</p> <p>年1回以上</p>
	NTT東日本－東京西	<p>震災発生時、関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、次の訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報又は警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信の疎通確保 (4) 各種災害対策機の操作運用 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 防火及び水防 (7) 避難及び救護 (8) その他必要とするもの <p>2 実施時期・回数</p> <p>年1回以上</p>

各種機関別個別訓練	JR東日本	<p>JR東日本八王子支社管内の各保線区において、5月～9月に路線崩壊及び橋梁の破損、流出等の復旧訓練を行う。また、東京消防庁の協力を得て、建物及び車両火災訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡 (2) 初期消火 (3) 旅客の避難誘導 (4) 負傷者の救護 (5) 車両の分割 (6) 退避誘導 (7) 列車防護 <p>2 実施時期及び場所</p> <p>9月1日「防災の日」に総合防災訓練を実施する。</p>				
	京王電鉄	<p>発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置運営訓練 (2) 非常招集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報連絡訓練 (5) 旅客の避難・誘導訓練 (6) 所属員の避難・誘導訓練 (7) 鉄道施設に対する安全点検訓練 (8) 各担当業務に必要な防災訓練 <p>2 実施時期・回数</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災の日（9月1日） 				
	西武鉄道	<p>発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通信訓練 (2) 減速運転訓練 (3) 非常招集訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 退避誘導訓練 (6) 異常時想定訓練 <p>2 実施時期・回数</p> <table> <tr> <td>(1) 異常時想定訓練</td> <td>7月、8月</td> </tr> <tr> <td>(2) その他の訓練</td> <td>防災の日（9月1日）</td> </tr> </table>	(1) 異常時想定訓練	7月、8月	(2) その他の訓練	防災の日（9月1日）
(1) 異常時想定訓練	7月、8月					
(2) その他の訓練	防災の日（9月1日）					

第3節 自主防災組織等の強化（環境安全部・府中消防署）

第1項 計画目標

広域にわたり甚大な被害をもたらす震災に対しては、行政の対応に合わせ、市民や事業所がそれぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組み、被害の軽減に努めなくてはならない。

このため、市民が自発的につくる防災組織、施設あるいは事業所における防災組織の編成など、防災関係機関と市民とが一体となったより効果的な地震防災応急対策を推進するため、市及び防災関係機関は、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行う。こうした取り組みを強化し、防災組織の育成と市民の防災意識の高揚を図るものとする。

第2項 現況・事業計画

1 自主防災組織の充実

(1) 自主防災組織の結成

平成19年4月1日現在、170団体57,377世帯が、自主防災組織を結成している。また、自主防災組織連絡会議委員が町ごとに各1名、計36名選出されている。

今後、すべての世帯が自主防災組織に参加・加入することを目標に、自治会、地域等の組織に働きかけを行い、組織化を促進するよう努める。

(2) 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織が、発災時に効果的な活動を行うためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための公園等の広場等の環境整備が必要である。このため、現在57か所に設置している自主防災組織用の資器材倉庫に加えて、防災活動拠点となる各文化センター等にも、活動用の救助資器材等の配備を進める。

(3) 自主防災組織の活性化

自主防災組織の現状をみると、組織構成員の高齢化、活動環境の未整備など、すべての自主防災組織が、活発に活動しているとはいひ難い状況にある。そのため、平常時からの取り組みとして、地域コミュニティへの参加促進を図るとともに、コミュニティ協議会や自治会などの組織基盤・連携体制の強化を支援し、地域コミュニティの活性化を図る。

また、標準的な行動マニュアルの作成配布、リーダー研修会の実施、訓練の技術指導・実技体験訓練の実施、各地域の消防団が参加する防災座談会の開催など、より一層きめ細かい指導・助言を行う。

2 事業所防災体制の充実

(1) 事業所防災計画の作成促進

ア デパート、スーパー・マーケット、病院、工場等で多数の人が出入り又は勤務する事業所については、消防計画に大規模地震対策を含めて作成するよう、指導を徹底する。

イ 危険物施設及び高圧ガス等関係事業所に対しては、当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等につ

いての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。

ウ 前号を除く事業所については、事業所防災計画の作成指導に努める。

(2) 事業所等の防災組織設置の促進

事業所は事業活動における社会的責任を自覚し、震災の防止並びに来所する顧客や従業員及び事業所周辺の住民の安全の確保に努めるものとする。そのため、自衛防災組織の結成を推進するとともに、その活動力を強化する。市及び府中消防署は、消防法令に基づく各種事業所等に対し、研究会、講習会、訓練等を行い、防災組織の育成強化に努める。

また、事業所（企業等）は、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努める。また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

自衛消防組織の具体的な活動内容は、おおむね次のとおりとし、災害時における行動マニュアルをあらかじめ作成しておく。

ア 防災訓練の実施

イ 従業員の防災教育

ウ 情報の収集と伝達方法の確立

エ 火災その他の災害予防対策

オ 避難対策

カ 応急救護対策

キ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資器材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）

ク 帰宅困難者対策の確立

(3) 事業所自衛消防隊の防災体制の強化

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所では、東京都火災予防条例により自衛消防技術認定証を有する者（自衛消防活動中核要員）の配置が義務付けられている。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした、自衛消防訓練の指導を推進する。また、装備としてヘルメット、照明器具等のほか、携帯無線機や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(4) 地域における相互協力の促進

地域における総合的な防災力向上のため、事業所と地域の自主防災組織又は町会等市民組織との相互協力体制を確立する。

また、高齢者・障害者（児）等の災害時要援護者通所・入所者の避難誘導及び救助活動に関する協力体制の確立を図る。

3 災害時要援護者の安全確保

(1) 地域における安全体制の確保

寝たきりの高齢者や身体障害者などの災害時要援護者の安全確保については、市、関係防災機関及び防災市民組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことが必要である。

ア 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制づくりの推進を図る。

イ 防災行動力の向上のための地域住民が主体となった合同防災訓練を実施する。

(2) 情報の共有化

市は災害時要援護者の救出及び避難誘導に関して、関係機関との情報の共有化を図るものとする。情報の共有化にあたっては、担当者間において事前に協議を行い、共有方法等について検討を行うものとする。

(3) 社会福祉施設等の安全対策

ア 施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。

イ 各施設の自衛消防訓練等の機会をとらえ、使用実態に沿った適切な避難行動が習得できる訓練内容の充実指導を図る。

第5章 ボランティアとの連携

地震等災害発生時の被害の拡大防止のため、市及び防災関係機関の活動に合わせ、市民による自主的、かつ、きめ細かな対応が必要となっている。そのため、平常時からの取り組みとして、NPO・ボランティア団体の活動の周知や活動あつ旋など、団体が自立していくための支援を行い、市民が市民活動に参加しやすくなるよう、情報提供を含めたコーディネート機能の充実を図る。

また、ボランティアによる防災活動が円滑に行えるよう条件整備に努め、市、都及び社会福祉協議会、その他関係団体は、平常時より広くネットワークを築き、効果的な連携のための体制づくりを進める。

さらに、社会福祉協議会、都、府中消防署等は、登録ボランティア制をとることにより、訓練や研修等を通して、その育成を推進する。

第1節 一般のボランティア（環境安全部・社会福祉協議会）

第1項 ボランティアに対する支援体制の整備

災害時には、市内外より多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。市と社会福祉協議会との協定により、ボランティアの受け入れは、原則として社会福祉協議会が行い、市からのボランティアの派遣要請に対応する。ボランティアの受け入れや派遣体制は、あらかじめ市環境安全部と協議し整備を行い、災害発生時に備える。また、他県、他区市町村等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて、都や被災地外の区市町村、及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。

第2項 ボランティアの活動対象

市が社会福祉協議会に要請するボランティアの活動対象は次のとおりである。

- 1 災害時における市が行う救助、救急活動の実施・協力
- 2 避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力
- 3 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力
- 4 被害状況調査等・災害対策業務全般についての協力

第2節 登録ボランティア等（各機関）

第1項 東京都防災ボランティア

都は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

市は、災害時にこれらの資格や経験を有する都の登録ボランティアの派遣を要請し、効果的

な活動ができるようにする。

1 応急危険度判定員

所 管	資 格	備 考
都都市整備局	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であつて都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用可否を判定する。

2 語学ボランティア

所 管	資 格	備 考
都生活文化 スポーツ局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

第2項 東京消防庁災害時支援ボランティア（府中消防ボランティア）

府中消防署（東京消防庁）では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から開始し、平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大、災害対応の強化を図っている。なお、府中消防署管内の登録者を「府中消防ボランティア」という。

また、災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、府中消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

また、府中消防ボランティア用救助資機（器）材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。

1 登録資格者

原則、府中消防署管轄区域内に居住する者、又は、府中消防署管轄区域内に勤務若しくは通学する15歳（中学生を除く）以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 応急救護（救命講習修了者、日赤救急員）に関する知識を有する者
- (2) 過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上経験を有する者
- (3) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格・技術を有する者。（消防設備士、危険物取扱者等）

2 府中消防ボランティアの業務内容

府中消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、府中消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

第3項 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、災害時において市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において、次のような被災者等への支援活動を行う。

- 1 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に対する協力
- 2 救護に対する協力
- 3 帰宅困難者支援のためのエイドステーション設置・運営

(1) 内容

炊き出し食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供などを必要に応じ組み合わせて行う。

(2) 開設時期・時間

災害発生直後から36時間以内

第4項 社会福祉協議会ボランティアセンターの登録ボランティア

社会福祉協議会は、災害時において即時に対応ができるよう、府中ボランティアセンターの登録者で、あらかじめ協力可能のボランティアの氏名・連絡先・活動の種類等を把握し、災害発生時における行動方法、防災活動を実施する上での知識や技術の修得のため、事前の講習や訓練を実施する。

また、ボランティア制度に関する普及、啓発を行い市民の積極的な参加を呼びかける。

第6章 事業継続計画の策定（各機関）

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、市の通常の行政サービスについても一定のレベルを確保するため、市政の事業継続計画(BCP)を策定する必要がある。また、事業者も災害時の経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業継続計画(BCP)を策定する必要がある。

本章では、市の事業継続計画の策定及び事業者の事業継続計画の推進について計画する。

第1節 BCPの役割

BCPとはBusiness Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、事業のバックアップシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

事業継続の取り組みは、以下の特徴を持っている。

- 1 事業に著しいダメージを与えるかねない重大被害を想定すること
- 2 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
- 3 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危なくなるかを抽出して検討すること
- 4 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること
- 5 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向けて事前準備をすること
- 6 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること

また、BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平時から実践することが重要である。

第2節 市政のBCP等の策定

市は、災害に備えて平常時から情報伝達体制等の整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、市民への情報伝達や避難誘導、救護などの応急活動を迅速かつ的確に実施するため、地域防災計画を策定している。

都では、災害時に都の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、平成19年度から全庁的な組織により都政のBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築している。市においても、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していくことに努める。

第3節 事業者のBCPの策定

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。しかしながら、依然としてBCPの認知度は低いのが現状である。このため、市は都とともに事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）の策定を推進するよう働きかける。

第7章 調査研究（環境安全部・都市整備部・府中警察署・府中消防署）

地震対策を進めるうえで、現状の分析と将来の予測があらゆる面で重要な役割を果たす。このため、国、都をはじめとする各防災機関においては、最先端の科学と技術を駆使し各種の調査研究を実施している。市においても、これらの調査を活用しながら、火災の防止、避難の安全確保等、防災都市づくりに向けて調査研究を実施する。

第1節 被害想定・地域危険度に関する調査研究

地震対策を効果的に推進するうえでは、被害の発生態様や程度の予測及び地域ごとの危険度を把握しておくことは極めて重要なため、被害想定に関する調査研究及び震災に対する地域危険度の測定調査等を行う。

第1項 被害想定

都防災会議は、中央防災会議が「南関東地域直下の地震対策に関する要綱」を決定したのを受け、直下地震の想定として、平成9年に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。さらに、平成18年5月には、地震に関する最新の知見を「首都直下地震における東京の被害想定報告書」を公表した。

第2項 地域危険度調査

都は、東京都震災対策条例第12条第1項に基づき、地域危険度測定調査を実施している。都内の市街化地域を対象にして、地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。

- 1 地震災害に強い防災都市づくりの指標にする。
- 2 地震対策事業を実施する地域を選択する際の参考とする。
- 3 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に努める。

直近では平成14年に第5回の調査報告がされている。（市の結果については資料編○ページ資料○を参照）

第3項 がけ崩れのおそれのある場所

市内における急傾斜地崩壊危険箇所は、平成15年度の都の土砂災害防止法に基づく基礎調査に先立って行った調査では、自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所となっている。

1 自然斜面

- (1) 府中市日新町1-7
- (2) 府中市本宿町1-32-4
- (3) 府中市西府町1-31
- (4) 府中市西府町5-29
- (5) 府中市清水が丘2-9
- (6) 府中市若松町4-29

2 人工斜面

- (1) 府中市小柳町2-2
- (2) 府中市分梅町1-23

この地域は、がけに接近して住宅が建てられているところがある。大雨等により、がけ崩れのおそれがあるとされている。

第4項 延焼危険度

東京消防庁では、地域別延焼危険度測定を実施し、阪神・淡路大震災をはじめ、過去の地震被害の事例から出火要因（火気器具、電気関係、化学薬品、工業炉、危険物施設、LPGボンベ等）を抽出し、それぞれの出火機構のデータを分析して算定した。平成19年3月の算定結果については資料編○ページの資料○を参照。

第2節 防災に関する調査研究

市地域防災計画は、首都直下地震による東京の被害想定(都防災会議平成18年公表)を基に、過去の災害事例を踏まえて策定したものであるが、宅地造成、道路・河川の改修、公共施設の整備等により状況は変化する。それに伴い、被害想定等が変更される必要が生じるため、今後も、必要な科学的、学術的な調査研究を進めて、総合的かつ計画的な地域防災計画の整備推進を図る。

第8章 災害応急対策用資器材の整備

第1節 応急対策用資器材の備蓄及び点検（環境安全部・都市整備部）

第1項 計画目標

災害応急対策の実施時においては、火災や倒壊等により住宅を失った市民のための災害救助用食料や避難所で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、あるいは発電機、防水シート等の応急活動用資器材を速やかに用意しなければならない。

しかし、震災時は、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難などが想定される。道路の混乱の沈静化や流通機構のある程度の回復、都や他市町村からの救援物資が到着するまでの間の生活必需品などの必要量について備蓄を進めるほか、緊急の場合にも市内業者等から調達できるよう措置を講ずる。

なお、隨時資器材の点検を実施し、補充整備に努める。

第2項 現況・事業計画

1 現況

市における応急対策用資器材の備蓄状況等は次のとおりである。

- (1) 道路応急対策用資材備蓄保有状況（資料編〇ページの資料〇参照）
- (2) 災害対策物資備蓄状況（資料編〇ページの資料〇参照）
- (3) 災害対策用資器材備蓄状況（資料編〇ページの資料〇参照）

2 整備計画

- (1) 食料、生活必需品、救急医療品

緊急用食料、生活必需品、救急医療セットを整備する。

特に、これらのうち緊急に調達することが困難と予想されるものは、その緊急度に応じて、必要量の3日相当分を確保するよう順次備蓄を進めるとする。

備蓄を整備するに当たっては、高齢者や障害者（児）等の災害時要援護者の対応や避難所における快適性のほか、プライバシーの確保についても配慮する。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、計画的に入替えや点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

- (2) その他の応急対策用資器材

発電機、防水シート、災害用簡易トイレその他の応急対策用資材及び器材の備蓄整備を進める。今後、特に緊急輸送道路確保のための資器材・阻害物除去用資器材を整備する。

また、人命救助用の資器材（救急医療セット・ロープ・担架・ショベル・ツルハシ・一輪車等）を各消防団、文化センターに配備する。

なお、震災時において、市が保有する資器材の機能を有効かつ適切に発揮できるよう、

定期的に点検・整備を行う。

(3) 緊急調達体制の整備

震災等災害時の食料等を確保するため、備蓄のほか市内各事業者等との協力協定を締結し、緊急に物資を調達できる措置を講じておく。また、災害発生時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

第2節 備蓄場所の整備（環境安全部）

第1項 計画目標

震災時の混乱した状況下においても備蓄物資を被災者等に迅速かつ円滑に供給できるよう、輸送体制や火災からの安全性を考慮して備蓄倉庫を整備、拡充する。

避難場所や避難所では、震災等で緊急輸送道路が損壊した場合、迅速な救援活動に支障が生じることも予想されるので、避難所となる小・中学校、文化センター、総合体育館及び防災公園などに備蓄の整備を進める。

第2項 現況・事業計画

1 現況

市における備蓄倉庫は資料編〇ページの資料〇のとおりである。

2 整備計画

(1) 震災時の避難所となる市立小・中学校、文化センター、総合体育館等のうち、一次避難所となる学校等を中心に順次備蓄を進める。

震災発生初期の混乱期や交通途絶時にも円滑な救援活動を行えるような体制を確立する。

(2) 市庁舎内、防災センター内や防災公園等、災害時の活動拠点となる施設への備蓄を進め る。